

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2082号)

令和元年7月23日

横情審答申第2082号

令和元年7月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成30年1月22日鶴高第1917号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添のとおり、横浜市鶴見区役所高齢・障害課特定課長が特定年月日に作成した運転日報の真実性のため、目的地付近で使用したと思われる駐車場の領収書の写しの開示を求める。なお、特定課長の目的地付近の道路は、指定駐車禁止場所及び法定駐車禁止場所であり、公務員が長時間違法駐車することが考えられないこと。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「別添のとおり、横浜市鶴見区役所高齢・障害課特定課長が特定年月日に作成した運転日報の真実性のため、目的地付近で使用したと思われる駐車場の領収書の写しの開示を求める。なお、特定課長の目的地付近の道路は、指定駐車禁止場所及び法定駐車禁止場所であり、公務員が長時間違法駐車することが考えられないこと。」に該当する文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「別添のとおり、横浜市鶴見区役所高齢・障害課特定課長が特定年月日に作成した運転日報の真実性のため、目的地付近で使用したと思われる駐車場の領収書の写しの開示を求める。なお、特定課長の目的地付近の道路は、指定駐車禁止場所及び法定駐車禁止場所であり、公務員が長時間違法駐車することが考えられないこと。」に該当する文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年11月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 請求内容の特定年月日の庁用車を利用した出張（以下「本件出張」という。）に関しては、有料駐車場を使用した事実はない。
- (2) 仮に、有料駐車場を使用した場合には、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「会計規則」という。）第124条に基づく事務手続の過程において、当該駐車場で取得した領収書を精算関係書類に添付し、起案することとなる。

鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）で保有する会計規則第124条に基づく平成29年度（平成29年12月末現在）の起案文書を確認したが、本件出張の有料駐車場の使用に係る文書はなく、領収書の存在も

確認できなかった。

- (3) したがって、本件審査請求文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全部開示することを求める。
- (2) 非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由として、当該開示請求に係る行政文書は取得していないことを挙げている。

しかしながら、以前、開示された別件開示請求の際、本件に関連する高齢・障害支援課、特定課長及び特定職員兩名の出張命令簿記載の回議情報には幹部の決裁印がなく、そもそも、出張先に実際に出張したことを証する公文書は提示がされていない。さらに、出張に使用した車両の運転日報には車両管理責任者（車両保有課長）欄は空欄で決裁されておらず、仕業点検項目もチェックされておらず、車種、ナンバーも空欄で記載がなく、運転日報としての信用性がない。

よって、当方が出張先駐車場を明らかにするように開示請求をしたところ、非開示決定された。

特定課長、特定職員兩名が1時間30分の長時間、公務時間中に正当な職務をしていたことを証するために、駐車場所、駐車場領収書を開示すべきものであり、職務の正当性を明らかにするため審査請求を求める。

#### 5 審査会の判断

- (1) 庁用車による出張に係る事務手続について

横浜市では、職員が出張するときは、出張を命ずる決裁文書に出張先、出張する具体的な目的又は出張用件、出張帰着日等を記入して決裁を受けることとされており、通常は、庶務事務システムを利用して電子申請を行う。また、庁用車の使用に当たっては、運転日報を作成し、庁用車の使用の実態を記録することとされている。

出張先で庁用車を駐車する場合、有料駐車場を利用するためには、施設使用料のうち直接支払いを必要とする経費として、資金前渡をして金銭を支払うことができる。資金前途により金銭を支払う場合には、事前に執行伺及び支出命令書を作成し、事後には精算残金の戻入処理を行い、前渡金を精算することとされている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定課長が特定年月日に、本件出張の目的地付近で使用したと思われる有料駐車場の領収書の写しである。

実施機関は、本件審査請求文書を保有していないとして、非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 当審査会で、本件審査請求文書が不存在である理由を実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 庁用車を利用する場合、通常は、事前に訪問先及び付近で駐車可能な場所の有無を確認する。駐車可能な場所がないようであれば、公共交通機関を利用する。

(イ) 本件出張は、出張内容が早急に調整を要する案件であったため、庁用車にて訪問し、付近に有料駐車場が見当らなかつたため、交通の妨げにならない場所にあった未舗装の空き地に10分から15分程度駐車した。なお、駐車した場所は私有地であったため、所有者を調べ、後に了解を得ている。

(ウ) 仮に有料駐車場を利用した場合、支出命令書及び領収書を添付する精算関係書類を作成することとなるが、本件においてそのような書類はない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は有料駐車場を利用せず、訪問先付近の空き地に駐車したのであり、念のために有料駐車場を利用した場合に作成することとなる精算関係書類も確認したが保有していないとのことである。また、本件出張で庁用車を駐車した場所を、実施機関は地図上で指し示しており、他に審査請求人が求める文書が存在することをうかがわせるような事情も見当たらない。

よって、本件審査請求文書を保有していないとの実施機関の説明は不合理とはいえない。

(イ) なお、審査請求人は別件の審査請求における意見陳述において、本件に先立って開示を受けた運転日報及び出張命令簿・出張命令書はどちらも決裁がなされていないことを指摘するとともに、これらは虚偽の文書であって本件出張はなかったのではないかとの疑念があることを本件開示請求の動機として説明した。そこで確認したところ、確かに、本件出張に係る運転日報には車両管理者の押印がなく、出張命令簿・出張命令書は決裁した事実が確認できる書類ではなかった。当審査会が実施機関に確認したところ、運転日報の車両管理責任者

欄は、本件出張で使用された車両を管理する鶴見区福祉保健センター福祉保健課において押印すべきであったが、別件の開示請求があった年度においては運転の都度押印する運用になっていなかったとのことである。また、当審査会で調査したところ、出張命令簿・出張命令書は出張日時等の出張申請の内容を表示するための書類であって、出張に係る決裁の事実を確認できる書類ではないが、出張に係る決裁の事実はこれとは別の帳票である市内出張命令簿によって確認できることが分かった。実施機関から本件出張に係る市内出張命令簿の提出があり、本件出張に係る決裁の記録があることを当審査会において確認したので申し添える。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年1月22日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年2月15日 (第228回第三部会) 平成30年2月23日 (第331回第二部会) 平成30年2月27日 (第312回第一部会)	・諮問の報告
平成30年11月27日 (第321回第一部会)	・審議
平成31年1月22日 (第323回第一部会)	・審議
平成31年2月20日 (第324回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成31年3月26日 (第325回第一部会)	・審議
平成31年4月16日 (第326回第一部会)	・審議
令和元年5月24日 (第327回第一部会)	・審議
令和元年6月21日 (第328回第一部会)	・審議